

## 霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドラインの運用状況 及び一部改正について

令和5年2月28日

霧ヶ峰自然環境保全協議会事務局

### 1、ガイドライン策定の経緯

近年、ドローン等の無人航空機が急速に普及し、災害対策や人命救助、観光振興などの様々な分野で活用されている。霧ヶ峰でもドローンの利用が増加し、一部に危険な飛行や騒音等の苦情が生じるようになった。

一方で、自然公園内においては制度上ドローンの飛行に対する規制がないことから、霧ヶ峰自然環境保全協議会において霧ヶ峰における共通ルールとして「霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン（令和2年4月1日適用）」を設け運用している。

### 2、令和4年度の苦情件数（危険な飛行や騒音等）

0 件

### 3、ガイドライン一部改正の内容

航空法の一部改正に伴い、対象となる無人航空機の重量の修正、機体の登録記号の表示、及び国の技能証明について加筆を行うものである。

なお、航空法の一部改正の内容については、裏面（参考）を参照ください。

（改正案）

- ・新旧対照表
- ・霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン（案）のとおり
- ・届出様式（案）のとおり

### 4、適用年月日

令和5年4月1日 一部改正

# 航空法の一部改正について（参考）

## 1、背景

以前までは飛行が認められていなかった「有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行」（レベル4飛行）を実現する目標が、国の成長戦略実行計画に明記されていることから、第三者上空を飛行することができるよう飛行の安全性を厳格に担保する仕組みづくりと利用者の利便性向上のため制度整備が行われた。

## 2、航空法の一部改正の内容（概要）

### 無人航空機の登録制度の創設

※すべての飛行において義務化

- 令和2年6月24日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設。
  - 令和3年11月25日に公布された政省令等により、令和4年6月20日から**無人航空機の登録が義務化**。また、無人航空機の重量が200g以上から**100g以上**に対象範囲拡大。
- 【目的】所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じ無人航空機の飛行の安全のさらなる向上を図る。

### 操縦ライセンス制度（国のライセンス）の創設

※特定飛行のうち、該当する場合

- 無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度（技能証明）を創設。
  - 技能証明の試験は、国が指定する者（指定試験機関）が行う。国の登録を受けた講習機関の講習を修了した場合は実地試験を免除。
  - 技能証明は、一等（レベル4）及び二等に区分し、有効期間は3年。
- HP掲載団体が発行する民間技能証明書による飛行の許可・承認の審査簡略化の運用はいずれ廃止

### 機体認証制度の創設

※特定飛行のうち、該当する場合

- 無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査する機体認証制度を創設。
- 型式認証を受けた機体については、機体認証の際の検査の全部又は一部が省略。
- 機体認証、型式認証は、第一種（レベル4相当）と第二種に区分し、有効期限は第一種：1年、第二種：3年。

### （補足）**特定飛行とは**

飛行空域：空港等の周辺、人口集中地区の上空、150m以上の上空、緊急用務空域

飛行方法：夜間飛行、目視外飛行、人又は物件と距離を確保できない飛行、催し場所上空での飛行、危険物輸送、物件の投下